

津山工業高等専門学校教職員安全衛生管理規程

〔平成16年4月1日
規程第17号〕

改正 平成18年4月1日規程第43号 平成20年4月1日規程第8号
平成20年12月24日規程第19号 平成26年4月23日規程第6号

(目的)

第1条 津山工業高等専門学校（以下「本校」という。）の教職員の安全衛生については、独立行政法人国立高等専門学校機構教職員安全衛生管理規則（以下「規則」という。）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「安衛法」という。）及びその他関係法令の定めがある場合を除くほか、この規程の定めるところによる。

(校長)

第2条 校長は、衛生管理者、安全管理者等を指揮監督し、本校における安全及び衛生管理の業務を統括管理する。

(衛生管理者)

第3条 本校に、規則第5条の定めるところにより、衛生管理者を置く。

- 2 衛生管理者は、法令に定める必要な資格を有する教職員のうちから校長が選任する。
- 3 衛生管理者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。
 - (1) 労働者の健康障害を防止するための措置に関すること。
 - (2) 労働者の衛生のための教育に関すること。
 - (3) 健康診断の実施その他健康の保持増進のための措置に関すること。
 - (4) 労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関すること。
 - (5) 労働災害を防止するため必要な業務で労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。）で定めるもの

(安全管理者)

第4条 本校に、規則第6条に定める安全管理者を置く。

- 2 安全管理者は、別表第1に掲げる職にある者を校長が指名する。
- 3 安全管理者は、校長の指揮監督の下に、教職員の安全管理に関する業務の推進者として次に掲げる事務を行うものとする。
 - (1) 教職員の危険を防止するための措置に関すること。
 - (2) 教職員の安全のための指導及び教育の実施に関すること。
 - (3) 労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関すること。
 - (4) 教職員の安全管理に関する記録及び統計の作成並びにその整備に関すること。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、労働災害を防止するため必要な業務で安衛則で定めるもの

(衛生管理担当者及び安全管理担当者)

第5条 本校に、規則第7条に定める衛生管理担当者及び安全管理担当者を置く。

2 衛生管理担当者は、衛生管理者の事務を補助する者とし、安全管理担当者は、安全管理者の事務を補助する者として別表第1に掲げる職にある者を校長が指名する。

(産業医)

第6条 本校に、規則第8条の定めるところにより、産業医を置く。

2 産業医は、法令に定める資格を有する医師である者から校長が選任する。

3 産業医は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 健康診断の実施及びその結果に基づく教職員の健康を保持するための措置に関すること。
- (2) 作業環境の維持管理に関すること。
- (3) 作業の管理に関すること。
- (4) 教職員の健康管理に関すること。
- (5) 健康教育、健康相談その他教職員の健康の保持増進を図るための措置に関すること。
- (6) 衛生教育に関すること。
- (7) 教職員の健康障害の原因の調査及び再発防止のための措置に関すること。
- (8) 少なくとも毎月1回は作業場を巡視し、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに教職員の健康障害を防止するための必要な措置を講じること。

(作業主任者)

第7条 校長は、規則第9条の定めるところにより、別表第2の作業場所ごとに作業主任者を置く。

2 作業主任者は、法令に定める免許を受けた者又は技能講習を修了した者のうちから校長が選任する。

3 作業主任者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 別表第2の作業に従事する教職員の指揮
- (2) 安衛則及びその他関係法令に掲げる業務

(衛生管理者等の選任及び解除)

第8条 校長は、前5条に定める衛生管理者等の選任及び解除を行うものとする。

2 前項の選任及び解除は、文書をもって行うものとする。

(火元責任者)

第9条 本校に、規則第11条の定めるところにより、防火上適切と認められる施設の区分ごとに火元責任者を置き、津山工業高等専門学校不動産管理事務取扱規程（平成16年規程第7号）第4条に定める不動産補助監守者をもって充てる。

2 火元責任者は、火災防止に関する事務を行うものとする。

(安全衛生委員会)

第10条 本校に、規則第13条の定めるところにより津山工業高等専門学校安全衛生委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会に関する必要な事項は、別に定める。

(特別教育)

第 1 1 条 校長は、別表第 3 に掲げる業務に従事させる者に対して、安衛法に基づく特別教育を計画的に実施する。ただし、過去に他の事業場で特別教育を受けた者については、教育の一部を省略することができる。

(能力向上教育)

第 1 2 条 校長は、衛生管理者、安全管理者、作業主任者その他労働災害防止のための業務に従事する者に対して、当該業務に関する能力の向上を図るための教育、講習等を実施するものとする。

(一般的遵守事項)

第 1 3 条 校長は、教職員の危険有害な作業等の安全衛生を確保するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 作業用服装は、教職員に貸与する。
- (2) 作業に使用する保護具又は防具については、構造規格に適合したもの、型式検定に合格したものを教職員に貸与する。
- (3) 担当区画を定め教職員に整理整頓を行わせ、その状況を随時確認する。
- (4) 火気取扱禁止区域を明示する。

第 1 4 条 教職員は、危険有害な作業等の安全衛生を確保するため、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 貸与された服装で作業を行うこと。
- (2) 作業場内では、転倒のおそれのある靴を履かないこと。
- (3) 作業を行う場合には、保護具又は防具を確実に使用し、及び作業場の換気を行うこと。
- (4) 構内及び作業場内の通路、階段にみだりに物を置かないこと。
- (5) 作業中又は作業終了後には作業場所の整理整頓と清潔の保持に努めること。
- (6) 機械設備の掃除、注油、点検等は、原則として機械設備を停止して行うこと。
- (7) 指定の場所以外では、採暖をしないこと。

(機械設備のリスクアセスメント等)

第 1 5 条 校長は、機械設備の管理者及び使用責任者を指名し、安全衛生の確保を含む必要な教育訓練を実施しなければならない。

- 2 教育研究のために機械設備を新たに設置若しくは改造するとき、又は作業方法を変更するときは、あらかじめ機械設備の管理者を中心にその安全性の検討を行うものとする。
- 3 校長は、機械設備のうち、自動機械等（試作品を含む。）については、その稼働範囲内に指名した者以外が立ち入り、又は接近しないように立入禁止区域措置を設定しなければならない。
- 4 教職員は、立入禁止区域にみだりに立ち入ってはならない。
- 5 機械設備の管理者及び使用責任者は、学生に対して立入禁止区域にみだりに立ち入らないよう指導しなければならない。

(検定・構造規格の具備)

第16条 機械設備の管理者は、購入する機械設備、器具、保護具等（以下「機械設備等」という。）について衛生管理者及び安全管理者と連携の上、あらかじめ安衛法による検定対象品であるか、構造規格に適合しているか等を確認しなければならない。

2 機械設備の管理者及び使用責任者は、教職員及び学生に非検定品、構造規格不適合の機械設備等を使用させてはならない。

（定期自主点検）

第17条 機械設備の管理者は、安衛法第45条により定期自主点検の対象となっている機械設備について、別に定める点検基準により定期自主点検を行い、その結果を記録に残しておかなければならない。

2 定期自主検査のうち、特定自主検査の対象となっているものは、有資格者による検査を受けなければならない。

3 機械設備の管理者は、教職員及び学生に対して特定自主検査が行われていない機械設備を使用させてはならない。

（性能検査）

第18条 機械設備の管理者は、安衛法で性能検査の対象となっている機械設備について検査証の有効期間内に検査を受けなければならない。

2 機械設備の管理者は、検査証の有効期間が経過した機械設備を教職員及び学生に使用させてはならない。

3 教職員は、性能検査が行われていない機械設備を使用してはならない。

（安全装置）

第19条 機械設備の管理者は、機械設備の安全装置の機能を定期検査及び作業開始前点検によって、正常に保持しなければならない。

2 教職員は、安全装置を取り外し、又は取付位置を変えてその機能を失わせてはならない。

（危険有害物管理）

第20条 校長は、混合又は漏出による災害発生のおそれのある危険物又は有害物については、容器の破損等により漏出しないよう専用の容器又は保管庫に確実に保管しなければならない。

2 校長は、危険物及び有害物の取扱責任者（以下「危険有害物取扱責任者」という。）を指名し、保管庫の管理及び施錠を行わせなければならない。

3 危険物又は有害物を取り扱う教職員に対しては、あらかじめ危害防止及び健康障害防止に必要な知識及び取扱要領を教育しなければならない。

4 危険有害物取扱責任者に指名された教職員以外は、危険物又は有害物を取り扱ってはならない。

（作業手順）

第21条 校長は、危険有害な作業行動から生ずる労働災害を防止するため、安全衛生作業のための作業手順を別に定めるものとする。

2 校長は、前項により定めた作業手順について関係教職員に教育訓練を実施するととも

に、その遵守状況を確認しなければならない。

- 3 校長は、作業手順に反した作業を行っている場合は、直ちに作業の停止を命じなければならない。
- 4 教職員は、作業手順を遵守するとともに、その作成又は改定に積極的に参画しなければならない。
- 5 教職員は、作業手順に不具合があると判断したときは、直ちに機械設備の管理者、危険有害物取扱責任者、安全管理者及び衛生管理者に報告しなければならない。

(雑則)

第22条 この規程に定めるもののほか、教職員の安全及び衛生管理に必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 津山工業高等専門学校健康安全管理規程（昭和54年規程第6号）は、廃止する。

附 則（平成18年4月1日規程第43号）

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成20年4月1日規程第8号）

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年12月24日規程第19号）

この規程は、平成21年1月1日から施行する。

附 則（平成26年4月23日規程第6号）

この規程は、平成26年4月23日から施行する。

別表第1（第4条及び第5条関係）

安全衛生管理にかかる所掌区分及び被指名者

区 分	被 指 名 者
安 全 管 理 者	総 務 課 長
衛 生 管 理 担 当 者	総 務 課 課 長 補 佐（総 務 担 当）
安 全 管 理 担 当 者	総 務 課 施 設 係 長

別表第2（第7条関係）

作業主任者を置く作業場所及び作業区分

作 業 場	作 業 区 分	作 業 主 任 者
実 習 工 場	アセチレン溶接装置等を用いて行う金属の溶接・溶断	ガス溶接作業主任者

別表第3（第11条関係）

特別教育が必要な業務

作 業 場	業 務 内 容
実 習 工 場	研削といしの取替え又は取替え時の試運転の業務
	シャアの刃部又はシャアの安全装置の取付け等の業務
	アーク溶接機を用いて行う金属の溶接，溶断等の業務
高 電 圧 実 験 室	高圧の充電電路若しくは当該充電電路の支持物の敷設，点検，修理若しくは操作の業務